

福岡県医発第1350号(地)

平成20年 9月22日

各医師会長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

飯塚市・嘉麻市・桂川町の公費医療費支給制度（乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療）の改正に伴う取扱いについて

飯塚市・嘉麻市・桂川市における公費医療費支給制度（乳幼児・重度心身障がい者・母子家庭等医療）につきまして、福岡県公費負担医療費支給制度の一部改正に伴い、別紙のとおり取扱う旨、飯塚市・嘉麻市・桂川町より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

改正内容の概要につきましては、平成20年8月12日付福岡県医発第1103号(地)中、別表「市町村別改正状況」にて既に連絡申し上げておりますが、今般、飯塚市・嘉麻市・桂川町より正式に通知が参りましたので、お送りいたします。

詳細につきましては、別紙をご参照下さい。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

(公印省略)

20 飯保健発第 180 号-3
20 嘉市第 850 号
20 桂保後第 284 号
平成 20 年 9 月 12 日

福岡県医師会会長
福岡県歯科医師会会長 様
福岡県薬剤師会会長

飯塚市長 齊 藤 守 史
嘉麻市長 松 岡 賛
桂川町長 井 上 利 一

公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）

初秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から乳障母医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成 20 年 10 月から福岡県による医療制度改正により、乳幼児医療・重度心身障がい者医療・母子家庭等医療制度が大幅に変更となりますが、飯塚市・嘉麻市・桂川町においては下記のとおりの変更内容となります。

つきましては、制度改正により各医療制度の取り扱いが変更となりますので、請求の際は十分にご注意していただきますようお願いいたします。また、制度周知のため、貴会会員様に別紙「医療制度改正のお知らせ」の配布も併せてお願いいたします。

記

1、乳幼児医療費支給制度

飯塚市・嘉麻市・桂川町では平成 20 年 4 月から年齢拡大を行ってまいりましたので今回変更はありません。※現在の医療証を 10 月以降も使用します。

2、重度心身障がい者医療費支給制度

福岡県の制度では自己負担が発生しますが、飯塚市・嘉麻市・桂川町は単独事業として自己負担分の医療費助成を行います。（医療機関窓口での本人負担はありません。）※飯塚市では受給者番号が全て変更となります。

3、母子家庭等医療費支給制度

福岡県の制度改正と同様



飯塚市・嘉麻市・桂川町 からお知らせ

平成20年10月から障がい者医療制度が変わります

障がい者医療制度

障がい者医療とは一定以上の障がいのある方が病院にかかった時の費用の一部を助成する制度です

	変更前の助成内容	変更後の助成内容
対象者	身体障がい者（身障手帳1・2級） 知的障がい者（療育手帳A級） 重複障がい者（身障手帳3級かつIQ50以下）	身体障がい者（身障手帳1・2級） 知的障がい者（療育手帳A級） 重複障がい者（身障手帳3級かつIQ50以下） <u>精神障がい者（精神手帳1級）</u>
所得制限	なし	<u>特別障がい者手当の基準</u>
病院での自己負担	65歳未満：初診料、往診料の自己負担相当分 65歳以上：医療機関窓口での支払いはありません	<u>通院：医療機関窓口での支払いはありません</u> <u>入院：医療機関窓口での支払いはありません</u>

◎改正による変更点

- 1、精神手帳1級の方が新たに障がい者医療の対象となります
- 2、通院、入院時の自己負担（病院での窓口負担）がなくなります
- 3、所得制限が新たに設けられます

◆精神手帳1級の方は新規申請が必要となります。

対象者・・・精神手帳1級を持っている方

手続きに必要なもの・・・①精神手帳 ②健康保険証 ③印かん

※精神病床の入院は助成の対象とはなりません。精神病床入院以外については助成の対象となります。

問い合わせ先

◆飯塚市にお住まいの方

健康増進課 0948-22-5500

◆嘉麻市にお住まいの方

市民課 国保年金係 0948-62-5679

◆桂川町にお住まいの方

保険環境課 0948-65-1097

飯塚市・嘉麻市・桂川町 からお知らせ

平成20年10月から母子家庭等医療制度が変わります

母子家庭等医療制度

母子家庭の方などが病院にかかった時の費用の一部を助成する制度です

	変更前の助成内容	変更後の助成内容
制度名	母子家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭等医療費支給制度
対象者	母子家庭（3歳～18歳の3月31日まで） 父母のいない児童（3歳～18歳の3月31日まで） 一人暮らしの寡婦（後期高齢者医療制度に加入するまで）	母子家庭 父母のいない児童 } 小学校就学後～18歳の3月31日まで 父子家庭
所得制限	児童扶養手当の基準	児童扶養手当の基準
病院での自己負担	初診料、往診料の自己負担相当額	通院 800円/月（上限） 入院 500円/日（月7日限度） ※1医療機関ごとに自己負担

◎改正による変更点

- 1、父子家庭の方が新たに助成の対象になります
- 2、一人暮らしの寡婦医療が平成22年9月30日で廃止となります

平成20年9月30日までに寡婦医療証をお持ちの方は2年間（平成22年9月30日まで）は助成を受けることができます。平成20年10月以降寡婦医療の新規申請はできません。

期間	通院	入院
H20.10.1～H21.9.30	1,000円/月（上限）	12,000円/月（上限）
H21.10.1～H22.9.30	2,000円/月（上限）	24,000円/月（上限）

※1医療機関ごとに自己負担

◆父子家庭の方は新規申請が必要になります。

対象者・・・・・・・・父子家庭の方

手続きに必要なもの・・・①申請者と子の戸籍謄本（現在の戸籍謄本及び離別または死亡記事がある戸籍謄本）

②世帯全員の住民票（本籍地の記載のあるもの） ③健康保険証

④印かん ⑤所得証明書（1月2日以降に転入された方）

問い合わせ先

◆飯塚市にお住まいの方

健康増進課 0948-22-5500

◆嘉麻市にお住まいの方

市民課 国保年金係 0948-62-5679

◆桂川町にお住まいの方

保険環境課 0948-65-1097